

江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、平成28年6月17日午前9時30分より市民文化会館2階特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

出席委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 古田みちよ | 2 杉本俊人 |
| 3 齊木勝次 | 4 丹羽昭彦 |
| 5 藤岡和俊 | 6 野呂浩伸 |
| 7 大脇敏彦 | 8 中西孝明 |
| 9 宮地友治 | 10 伊藤十代司 |
| 11 小沢捨雄 | 12 堀場厚男 |
| 13 鶴見道秋 | 14 稲山久男 |
| 15 永井弘海 | 16 鈴木 孝 |
| 17 掛布吉根 | 18 沢田正隆 |
| 19 岩井孝之 | 20 福田松久 |

開 会 午前9時30分

会長（古田みちよ）議長席に着き、出席者20名を確認し会議の成立を告げる本日の議事録署名者に8番中西委員、15番永井委員を指名し議事に入る。

議長（会長） あいさつ。

それでは、只今より、農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は20名です。これにより在任委員の過半数の出席を満たしております。従いまして本会議は成立いたします。

日程第1、本日の議事録署名者は、8番中西委員、15番永井委員にお願いします。

続きまして、日程第2、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

2ページをお願いします。農地法第3条の規定による許可申請書受付番号9番1件の申請で、所有権移転に関する案件でございます。

申請事由としまして、申請事由としまして、譲り渡し人は申請地が譲り受け人の隣接地であるため、譲り受け人が農地を譲り受け農地集約を図る中で、一層農業に精進するものです。

現在の耕作面積は2,248㎡で、現在使用貸借をしている農地の内である245㎡の農地を譲り受け耕作するものです。

今回申請の譲り受け人は、「新規就農者の農地取得についての許可基準」に該当いたしますので、地元農業委員の方々に事前面談を行っていただいた案件でございます。

別紙の農地法第3条の許可判断基準にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、受付番号9番の案件につきましては、今回農地を譲り受けるという案件です。

事務取扱規程に従いまして、地域農業委員であります、齋木委員、掛布委員に出席いただき事前に事情聴取を実施していただきました。

各委員からその状況を発表していただきます。

齋木委員

6月6日に掛布委員と事務局で市役所にて面談を行いました。申請人の年齢は58歳で勤めながら休日に奥さんと一緒に楽しく農業をやられているそうです。昨年に引き続き2度目の面談でございましたが、温厚で礼儀正しい印象であり、現地も多品目を栽培して草が生えておらず管理ができていることから、問題ないと考えます。

掛布委員

齋木委員と同意見です。承認をお願い致します。

議 長

それでは、今回の案件について何かご意見・ご質問はありませんか。

(ありませんの声)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第3、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

4ページをお願いします。農地法第4条の規定による許可申請書受付番号13番の1件の申請です。

転用計画につきましては、太陽光発電設備の設置申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、第2種農地と判断されます。

また、この申請につきましては、2月の農業委員会で農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号13番につきましては、申請者は、年齢的に将来を見据えた中で管理農地を減らしたいと考えており、合わせて収益が得られ土地の有効活用ができるため、太陽光発電設備の設置を計画したものです。

土地の選定にあたりましては、申請者は、所有地及び周辺の土地において検討した結果、本申請地で太陽光発電設備の設置を計画しました。申請地は、地積・形状・日当たり等条件が揃っており、周囲への営農支障も少なく太陽光発電設備を設置するには最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

以上でございます。立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。

許可できると判断されます。以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(意見なし)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第4、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

6ページをお願いします。農地法5条の規定による許可申請書受付番号65番から10ページ81番までの17件の申請です。

6ページ65番から7ページ68番までは分家住宅の建築、69番から71番までは専用住宅の建築、8ページ72番は共同住宅の建築、73番は学習塾の建築、74番は店舗の建築及び駐車場の設置、9ページ75番から10ページ79までは駐車場の設置、80番は太陽光発電設備の設置、最後81番は砂利採取場としての一時転用の申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、7ページ受付番号69番から71番、8ページ73番・74番、9ページ78番、10ページ79番につきましては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域であるので第3種農地と判断されます。

また、受付番号72番については、布袋駅から300m以内、80番につきましては宮田支所から300m以内であるので、それぞれ第3種農地と判断されます。

なお、受付番号78番・79番は駐車場として、81番は駐車場等として、無断転用しており、始末書が添付された申請書となっております。残りの申請につきましては、第2種農地と判断されます。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号65番につつま

しては、申請者は、夫と子供の3人で住所地である北名古屋市の賃貸住宅に居住していますが、家族が増えたことで現在の住居では手狭になり、分家住宅の建築を計画しました。土地の選定にあたりましては、申請者には所有する土地はなく、本家には、新たに住宅を建築するスペースもありません。

本家所有地及びその他近隣の土地で、分家住宅に適した土地を探した結果、本申請地を本家の父より借り受け、分家住宅の建築を計画しました。

申請地は、本家に近く、子供の成長する過程において有益であり、将来父母の面倒を看るにも良い位置関係にあります。また、申請者が生まれ育った土地でもあるため、知人等も多く慣れ親しんだ地域であります。ライフラインも整っており、立地条件及び住環境共に最適地と考えます。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号66番につきましては、申請者は、妻、子供、父及び祖母の6人で住所地である村久野町に居住していますが、子供の誕生に伴い、現在の住居では狭隘な為、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者夫婦には所有する土地はなく、本家には、新たに住宅を建築する余地もありません。本家の近隣の土地で、分家住宅に適した土地を探した結果、本申請地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

申請地は住み慣れた本家の近くで、付近には店舗・住宅が多く見られ、地積・形状・接道状況等条件が整った最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号67番につきましては、申請者は、祖父母、両親、弟の6人で住所地に居住していますが、今年結婚を予定しており、今の住居では狭隘となるため、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者には所有する土地は無く、分家住宅の要件に叶った土地を探した結果、本申請地を父より借り受け、分家住宅の建築を計画しました。

申請地は、父の実家に近く小牧市にある勤務先への通勤も便利になります。また、既存集落に位置しているため住環境が整っています。地積・形状等を考慮しても住宅建築には最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号68番につきましては、申請者は、夫と2人で住所地である一宮市の賃貸住宅に住んでおります。将来の家族計画を考えると、現在の住居では手狭であるため、分家住宅の建築を計画したものです。

土地の選定にあたりましては、申請者には所有する土地は無く、本家敷地に建築するスペースもありません。本家所有地で、分家住宅に適した土地を探した結果、本申請地を父より借り受けて、分家住宅の建築を計画し

ました。

申請地は、本家と近く、家族にとって安心して暮らせる場所にあります。住み慣れた環境でもあるため、子育てするにも良いと考えます。周囲も既存集落があり生活環境には申し分ありません。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号75番につきましては、申請者は、現在住所地と江南市前野町にある江南支店において昭和44年より造園業を営んでいます。江南支店周辺には会社専用の駐車場が慢性的に不足しているため、作業車及び営業車用駐車場の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は、事業所の近接地において数年かけて候補地を探した結果、本申請地を新たに取得して、駐車場の設置を計画しました。

申請地は、支店に近接しているため、管理が容易であり、必要な面積の確保と効率的な作業が可能な最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号76番につきましては、申請者は、妻、母、子供3人の6人で住所地である寄木町に居住していますが、子供の就職に伴い自家用車を増やす必要が生じ、その駐車スペースの確保のため、駐車場の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者には所有する土地が無いため、近隣において自家用駐車場用地を探していたところ、本申請地を新たに取得して、駐車場の設置を計画しました。

申請地は、居宅に隣接しているため、防犯上や利便性を考えると最適地と思われます。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号77番につきましては、申請者は、住所地である島宮町に本社を構え、自動車部品の製造加工業を主に営んでおります。工場の増築に伴い、駐車場スペースが不足したため、本申請地を借り受け、駐車場の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請地は、本社と近接しているため、防犯上安心でき、また、利便性があり事業の効率化が図れます。また、希望の地積も確保できる最適地と考えます。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。

許可できると判断されます。以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

杉本委員

受付番号 81 番について、駐車場として使用していることから始末書が添付されていますが、申請面積全てが駐車場になっているのでしょうか。

事務局

受付番号 81 番の申請地は 2 筆ございまして、両方とも始末書が添付されています。上奈良町■■■■は砂利敷きの駐車場、同町■■■■は地主も詳しい経緯は不明ということでしたが、一部コンクリート敷きになっています。

沢田委員

いつ頃から違反転用状態でしたか。

事務局

上奈良町■■■■については、平成 14 年 9 月頃から不動産業者を通じて業者に賃貸借していたところ、1 年弱で業者が倒産し行方不明になってしまい、現況復旧ができなかったそうです。

上奈良町■■■■については、平成 13 年 4 月頃に近隣の工場に社員用駐車場として貸していましたが、2 年前より使用されていないとのことです。

杉本委員

砂利採取終了後には畑の状態に戻るのでしょうか。

事務局

砂利採取終了後には山土及び畑土を入れて、畑として現状復旧する計画になっています。

伊藤委員

砂利採取業者は ISO 14000 シリーズ等といった品質管理を取得された会社ですか。

事務局

ISO 14000 シリーズ等については提出書類として求めているので不明ですが、県知事による砂利採取業の登録証がありますので、砂利採取業の中身については県で確認がされているという認識です。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第5、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

12ページをお願いします。2件の申請でございます。権利の集積として貸し手と借り手が愛知北農業協同組合を通じて農地の貸し借りを行うものであります。

整理番号735-1、735-2は上段の■■■■さんが愛知北農業共同組合に勝佐町の畑3筆合計1,000㎡を貸して、次に下段で愛知北農業協同組合が■■■■さんから借りた畑を、株式会社■■■■さんに転貸するものです。この申請の契約期間につきましては平成31年6月30日となっております。

整理番号736-1、736-2は上段の■■■■さんが愛知北農業共同組合に和田町の畑945㎡を貸して、次に下段で愛知北農業協同組合が■■■■さんから借りた畑を、株式会社■■■■さんに転貸するものです。この申請の契約期間につきましては平成31年6月30日となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

稲山委員

株式会社■■■■とはどのような会社ですか。

事務局

本社は名古屋の会社ですが、勝佐町及び和田町のハウスでトマトを栽培しております。また、栽培したトマトを使用してトマトジュース等の加工も行っています。

伊藤委員

賃借権の設定になりますが、賃借料はいくらですか。

事務局

1反あたり■■■■円です。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を承認決定いたします。

続きまして、日程第6、「諸般の報告」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

14ページ①でございます。農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、受付番号28番から17ページ41番までの14件の届出です。全ての届出につきまして、権利の種類は所有権で、権利を取得した事由としまして相続でございます。

18ページ②でございます。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理決定状況について、受付番号28番から30番までの3件の届出です。3件共、所有権を移転し、住宅を建築するものでございま

す。説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

無いようですので、続きまして、日程第7、「その他」に移ります。事務局何かありますか。

事務局

まず1点目ですが、農地の斡旋についてです。

資料にありますが、江南市まちづくり課より生産緑地法に基づき申出のありました土地について斡旋の協力を求める通知書が出ております。

土地の所在及び地番については、 番の一部と同じく 番の一部です。宜しくお願いします。

2点目ですが、農業委員会視察についてです。担当よりご説明申し上げます。

(担当より説明)

3点目ですが、次回の予定は、7月22日（金）午後1時30分から場所は市民文化会館 特別会議室でございます。

以上です。